

令和 8 年度

浸水対策重点地域緊急工事

(一宮川第三調節池・工事用道路舗装工)

特記仕様書

二級河川一宮川水系一宮川

長生郡長南町 岩川

千葉県一宮川改修事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 2 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	6 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0. 7 8
その他の作業不能日	0 日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：
8 日間／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

工種	昼間作業	夜間作業	摘 要
施工時	2人	—	施工箇所の前後に配置 交代要員あり

3. その他、資機材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」

並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

建設発生土は、一宮川第三調節池整備区間内に搬出するものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3. アスファルト塊

アスファルト塊は、一宮川第三調節池整備区間内に搬出するものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

4. 切断排水

- 1) 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物を処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

- 2) 切断排水は、市原市八幡海岸通 1 9 6 9—6 5、片道運搬距離 21.1km の太陽建設株式会社市原エコセンターに運搬し、処理するものとする。

5. なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
道路土工 (掘削工)		土(岩)の 変化した時
舗装工 (路盤)		プルーフローリング 実施時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給

付の対象とはしない。

第 2 章 材 料

第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、確認を受けなければならない。

材 料 名	提出	確認		摘 要
		品質	数量	
セメント系固化剤	○			
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う
瀝青材	○			JIS以外の製品については検査を行う
道路用砕石	○			

第 8 条 道路用砕石

路盤用の砕石は再生材を原則とし、クラッシャラン（RC-40）は修正 CBR 3 0 以上、粒度調整砕石（RM-40）は修正 CBR 8 0 以上とする。

第 3 章 施 工

第 9 条 路盤工

- 1．路盤設置のための掘削は、路床土となる部分を出来るだけ乱さないように施工し、路盤施工面の基面整正を締固め機械にて行うこと。
- 2．前項の施工完了後、監督職員が指示する箇所（1 箇所）で現場 C B R 試験（JIS A 1211）を行い、試験結果を提出し、監督職員が承諾した後でな

ければ、路盤を施工してはならない。

第10条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

表層	改質Ⅱ型 再生密粒度アスコン20 (溶融スラグ入り)
基層	改質Ⅱ型 再生粗粒度アスコン20 (溶融スラグ入り)

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の1層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
- 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。

- 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- 6) 混合物の転圧延長が 10m 以上にならないようにする。
8. 5℃以下で施工する場合は、本条第 7 項の規定によらなければならない。
9. タックコートの使用量は 0.43L/m²、プライムコートの使用量は 1.26L/m²とする。

第 11 条 路上路盤再生工

1. セメントは粉塵抑制のものを使用すること。
2. 当初セメント系固化材（特殊土用テフロン処理）を 1660.05kg / 100m²、乳剤（セメント混合リサイクル用）を 3287.23L / 100m²を見込んでいる。これは材料指定するものではなく、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

一軸圧縮試験の基準値（養生日数 7 日）

特性値	基準値
一軸圧縮強さ MPa	1.5～2.9
一次変位量 1/100cm	5～30
残留強度率 %	65 以上

セメント混合用アスファルト乳剤（MN-1）の規格

項目	セメント混合用アスファルト乳剤（MN-1）
エングラード（25℃）	2～30
ふるい残留分（1.18mm）%	0.3 以下
セメント混合性 %	1.0 以下
蒸発残留分 %	57 以上
蒸発残留物針入度（25℃）	60 を越え 300 以下
蒸発残留物 トルエン可溶分（%）	97 以上

貯留安定度（24時間） %	1 以下
---------------	------

第12条 六価クロム溶出試験

1. 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工方法等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（対象工種）舗装工 路上路盤再生工：配合設計段階 1 検体

第13条 区画線工

1. 受注者は、材料使用量が確認できるよう、塗料空缶（袋）の全数量を撮影しなければならない。
2. 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂塵、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。
3. 受注者は、熔融式の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。
4. 受注者は、熔融式区画線の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
5. 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によって、ガラスビーズに片寄りが生じないように注意して反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。
6. 各線種毎、1箇所テストピースを採取し、幅及び厚さ（1.5mm 以上）の計測を行う。

第4章 そ の 他

第14条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書 (施工条件の明示含む)：Microsoft WORD データ

第 1 5 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 1 6 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事 (受注者希望型) である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3 次元モデル作成の目安

詳細度	2 0 0 ～ 3 0 0 程度※ 1 ※ 1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3 次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する (国土交通省 BIM/CIM 取扱要領「附属資料 2 オブジェクト分類」を参照)。

(1) BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施 (変更) 計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書 (変更含む) に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容 (3 次元モデルの活用内容、期待する効果等)

- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

（2）BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

（3）成果の納品

以下の内容を納品する、

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

第17条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種: 小規模土工、舗装工 ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない